

文化施設部会の設置について

令和 7 年 4 月 1 8 日

文化 審 議 会 決 定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、文化施設の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に文化施設部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）文化施設の振興に関する事項について
- （2）その他

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。